



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

124	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	1
125	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
126	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
127	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
128	〃	( " ).....	3
129	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	3
130	〃	( " ).....	3
131	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	3
132	〃	( " ).....	4
133	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
134	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	4
135	境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定	(道路保全課).....	4
136	電線共同溝を整備すべき道路の指定	( " ).....	6
137	海岸法による所有者不明の家屋等の措置	(港湾空港課).....	7
138	平成26年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	7

○ 選挙管理委員会告示

*13	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	9
-----	--	-------	---

○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	10
------	--------------	----

○ 監査公表

監査公表第5号	.....	12
---------	-------	----

## 告 示

和歌山県告示第124号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
河合石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県有田市港町597番地
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成26年1月31日

**和歌山県告示第125号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年3月24日まで縦覧に供する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年1月23日

## 2 名称

特定非営利活動法人日本フィリピン親善協会

## 3 代表者の氏名

山縣立児

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市栗栖4番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日本、フィリピン両国民の交流を通じ、二国間の文化の相互理解及び経済活動を促進し、もって両国の平和で安定した成長に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第126号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年3月31日まで縦覧に供する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年1月30日

## 2 名称

特定非営利活動法人和歌山防災教育普及協会

## 3 代表者の氏名

垣内珠代

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市名田町上野1470番地

## 5 定款に記載された目的

防災教育の普及活動を通じ、地域防災を共に考え創る事で、大地震などの災害時における備えとし、人的被害の最小化の一助となす。

またその活動の場を全国に広め、防災教育を日常化する事で各地域のコミュニティの再構築の補助的な役割を成し、災害に強い各地域社会を目指した活動を目的とする。

**和歌山県告示第127号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされ

る場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那歯 75-9	山本歯科	紀の川市粉河417	平成 24. 8. 31

#### 和歌山県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医 47-53	生駒呼吸器循環器科	新宮市千穂3-5-8	平成 25. 12. 20

#### 和歌山県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀歯 5-25	山本歯科	紀の川市粉河417	平成 24. 9. 1

#### 和歌山県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御薬 27-25	幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	平成 26. 2. 1

#### 和歌山県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定にお

いてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田柔 40-25	宇井敏晃	長嶋鍼灸整骨院風雅	田辺市今福町110 銀座壺番1F2号	平成 25.12.2

### 和歌山県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日柔 22-25	田端英朗	あかね整骨院	日高郡日高町小中512-2	平成 25.12.4

### 和歌山県告示第133号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字扇谷1280（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 干害の防備
- 解除の理由 送電変電設備用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第134号

平成26年和歌山県告示第26号で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方  
大阪府大阪市中央区安堂寺町二丁目6番37号  
齋木實
- 解除予定保安林の所在場所 有田市宮崎町字女ノ浦1925の1
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、和歌山県と奈良県の境界に係る一般国道169号奥瀬道路の管理及び費用負担について奈良県知事と平成26年1月31日付けで協議が成立したので同法第19条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路管理者和歌山県知事（以下「甲」という。）と道路管理者奈良県知事（以下「乙」という。）とは、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、和歌山県と奈良県の境界に係る一般国道169号奥瀬道路の管理及び費用負担について、次のとおり協定する。

（協定道路）

第1条 この協定の対象となる道路は次のとおりとする。

路線名 一般国道169号 奥瀬道路

区間 和歌山県東牟婁郡北山村小松トンネル和歌山県坑口から  
和歌山県新宮市熊野川町田戸橋西詰及び葛川橋西詰までの間

内 奈良県区間

奈良県吉野郡十津川村小松トンネル内県境から

奈良県吉野郡十津川村田戸橋及び葛川橋県境まで

延長 3,781.00メートル

内 甲に属する区間の延長 691.00メートル（18.3%）

乙に属する区間の延長 3,090.00メートル（81.7%）

境界 小松トンネル内県境並びに田戸橋及び葛川橋県境

2 道路とは、道路、橋梁、トンネル及びこれらを保全するために設けられた付属物をいう。

（管理）

第2条 この道路の管理は、甲が行い、乙に属する区間については、道路法第27条第4項の規定に基づき、甲が乙の権限を代行する。ただし、この道路の災害復旧事業は、甲、乙それぞれが属する区間を施工するものとし、境界をまたぐ施設については、甲、乙が事前に協議するものとする。

（費用の負担）

第3条 道路の維持、改築、修繕に要する費用（以下「維持管理費」という。）の負担は次のとおりとする。

(1) 別紙記載のトンネル及び橋梁については、それぞれ当該トンネル及び橋梁の延長割とする。

(2) 費用負担を要する区域が明確であるものについては、当該区域の属する県の負担とする。

(3) 費用負担が明確にできないものについては、管理協定区間の総延長割とする。

2 甲は、毎会計年度開始前に維持管理費の負担額を乙に通知する。

3 乙は、甲の請求により、毎年度当初にその負担額の2分の1を予納し、精算完了後に精算額を出納整理期間中に納入する。

4 維持管理費以外に費用を要する場合は、あらかじめ甲は乙に協議する。

（協議事項）

第4条 前条の工事を施工しようとする場合は、当該工事内容等について、その都度甲乙事前に協議するものとする。ただし、道路照明の交換やトンネル照明の保守点検などの軽易なもの及び緊急時の道路啓開等などの緊急性の高いものについては除く。

（占用料）

第5条 甲が第2条の規定により乙に属する区域について占用料を徴収する場合、当該占用料の額及び徴収方法は、奈良県道路占用料に関する条例（昭和28年3月31日奈良県条例21号。以下「条例」という。）によるものとし、徴収した占用料は甲の収入とする。

2 乙は、この協定の締結後、条例が改正された場合は速やかに改正後の条例を甲に送付するものとする。

(道路の区域、供用開廢の告示)

第6条 乙に属する区間の区域決定及び道路の供用又は廢止の公示は乙が行う。なお、乙が公示を行う場合は、乙は甲に事前に連絡を行うとともに、公示後、表示図の写しを甲へ提供するものとする。

(道路台帳)

第7条 道路法施行令第5条の規定により、乙に属する区間の道路台帳の調製及び保管は乙が行う。なお、乙が道路台帳を調製した場合、乙は甲へ写しを提供するものとする。

(通行制限)

第8条 甲は道路法第46条の規定により通行制限を行った場合は、その都度乙に通知する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成26年4月1日から効力を生ずるものとし、本協定が発効したときをもって平成8年7月29日付で締結した協定は失効するものとする。なお、本協定は新協定を締結、発効したときをもって失効するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月31日

甲 道路管理者  
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸  
乙 道路管理者  
奈良県知事 荒 井 正 吾

別紙

第3条(1) 関係

小松トンネル

延長	734.00メートル
内 甲に属する区間の延長	556.00メートル (75.7%)
乙に属する区間の延長	178.00メートル (24.3%)

田戸橋

延長	106.00メートル
内 甲に属する区間の延長	53.00メートル (50.0%)
乙に属する区間の延長	53.00メートル (50.0%)

葛川橋

延長	160.00メートル
内 甲に属する区間の延長	82.00メートル (51.25%)
乙に属する区間の延長	78.00メートル (48.75%)

和歌山県告示第136号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 新宮停車場線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
新宮市下本町二丁目6番3地先から同市大橋通二丁目3番1地先まで	380.00	上下線

**和歌山県告示第137号**

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づき、一般公共海岸内に放置されており、海岸管理上支障のある所有者不明の家屋、工作物及び附属物（以下「家屋等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 家屋等の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市西浜字中川向ノ坪地先 一般公共海岸区域

(2) 種類等

整理 番号	工作物等の種類	箇 所	その他
1	木造平屋建て住宅及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1350番1地先	
2	木造平屋建て倉庫及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1351番地先	
3	木造平屋建て住宅及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1351番地先	
4	木造倉庫及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1351番地先	
5	木造平屋建て倉庫及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1351番地先	

2 所有者等の行うべき措置

当該家屋等の所有者、占有者その他当該家屋等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、海草振興局建設部に連絡した上で、この告示から30日以内に当該家屋等を撤去すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、他の者に命じ、又は委任して当該家屋等を撤去するものとする。

なお、撤去にあたっては、当該家屋等を解体の上、廃棄物として処分を行い、保管を行わないので、留意すること。

また、撤去及び処分後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該家屋等の撤去及び処分に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港一丁目14-2

海草振興局建設部管理課（電話番号 073-423-5952）

**和歌山県告示第138号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

平成26年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事業

平成26年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年2月12日(水)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

カ 使用印鑑届

キ 納税証明書

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

- (2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成26年2月12日(水)から同年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める



条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前8時15分から午後4時45分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年2月19日(水)から同月24日(月)までの午前8時15分から午後4時45分までの間に、和歌山県立和歌山北高等学校に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年2月25日(火)から同年3月3日(月)までの県の休日を除く日の午前8時15分から午後4時15分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立和歌山北高等学校 事務室

和歌山市市小路388番地

郵便番号 640-8464

電話番号 073-455-3528

ファクシミリ番号 073-455-5943

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年3月10日(月)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成26年3月24日(月)午後4時45分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年3月27日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年2月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第2項の表中

「 社会福祉法人萩原会特別養護 老人ホーム 友 愛 苑 」	伊都郡九度山町河根807番地の64	を
「 社会福祉法人萩原会特別養護 老人ホーム 友 愛 苑 社会福祉法人聖愛会特別養護 老人ホーム 南 山 苑 」	伊都郡九度山町河根807番地の64 伊都郡高野町高野山44-22	に改める。

## 公 告

## 入 札 公 告

平成26年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成26年度

## (2) 業務の名称

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

## (3) 業務内容

仕様書による。

## (4) 業務履行場所

仕様書による。

## (5) 履行期間

平成26年4月8日（火）から平成27年3月24日（火）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第138号に規定する和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市市小路388番地

和歌山県立和歌山北高等学校 事務室

## (2) 日時

平成26年2月12日（水）から同年3月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前8時15分から午後4時45分まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年3月3日（月）午後4時45分までの間に和歌山県立和歌山北高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

## (1) 場所

和歌山市市小路388番地

和歌山県立和歌山北高等学校 会議室

## (2) 日時

平成26年3月3日（月）午後3時から

#### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市市小路388番地

和歌山県立和歌山北高等学校 事務室

##### イ 入札日時

平成26年3月26日（水）午後3時30分から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年3月26日（水）午後3時30分までに和歌山県立和歌山北高等学校事務室に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立和歌山北高等学校の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格

をもって申し込みした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立和歌山北高等学校の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立和歌山北高等学校

イ 所在地

和歌山市市小路388番地

郵便番号 640-8464

電話番号 073-455-3528

ファクシミリ番号 073-455-5943

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成26年2月和歌山県議会定例会において、平成26年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Bus operation business of Wakayama Kita High school (period : 8 April 2014 - 24 March 2015)
- (2) Date and time for tender : 3:30 P.M. Wednesday 26 March 2014
- (3) Contact point for the notice : Wakayama Kita High School, 388 Ichishoji Wakayama City 640-8464 Japan  
TEL 073-455-3528 (FAX 073-455-5943)

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成25年12月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年2月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 岸 本 健

和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
東牟婁振興局	平成25年12月25日
なぎ看護学校	〃
和歌山県水産試験場	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
串本警察署	〃
新宮警察署	〃

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

#### ア 東牟婁振興局地域振興部

(ア) 旅行命令すべきところを外出承認で行った出張があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品調達によりガソリンを購入する場合、物品調達台帳によって発注を行うことになるが、決裁されておらず、納品書の受領漏れもあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 長期継続契約により複合機の借入れを行っているが、入札が必要であったにもかかわらず簡易公開調達制度により実施していた。また、平成17年4月1日付け財第6号財政課長及び出第4号出納室長通知に基づく予算の減額又は削除による解除条項等が定められていなかった。さらに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利率3.0%を誤って8.25%としていたので、併せて適正に処理されたい。

(エ) 郵便切手類使用簿（レターパック）において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(オ) 消耗品に係る支出票に、履行確認を複数人で行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

#### イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約796万円となっており、前年度末に比し約81万円増加している。

今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約389万円となっており、前年度末に比し約27万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

#### ウ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約657万円となっており、前年度末に比し約96万円増加している。

新規未収金の発生防止に努めるとともに、早期の納付指導等による適切な債権管理に努められ

たい。

また、督促状が、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定める期限内に発送されていないものがあつたので注意した。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約46万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導を図るとともに、未納者の現状を把握し適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。

a 日当調整の誤りがあつた。

b 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令があつた。

(エ) 物品調達台帳（ガソリン）において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。

a 決裁がなされていないものが散見された。

b 受領者印の漏れがあつた。

#### エ 東牟婁振興局申本建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）については、平成24年度末で約85万円が収入未済となっており、前年度に比し約16万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令簿で、用務地の記載誤りにより旅費が誤って支給されているので、適正に処理されたい。

(ウ) 自動車使用台帳の記載によると、勤務時間前に公用車を利用して現場立会のため外出しているが、外出承認がなされず、超過勤務命令も行われていない事例があつたので、適正に処理されたい。

(エ) 工事請負契約解除に伴う違約金の延納利息については、平成24年度末で約17万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

#### オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約310万円となっており、前年度末に比し約83万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 工事請負契約の違約金については、平成24年度末で約38万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額については、平成24年度末で14万円となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 収入印紙類使用簿において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。

a 複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかった。

b 料金欄の記載がなかった。

c 累計で残高価額の記載がなかった。

(オ) 土石砂利採取料の収入調定で、消費税及び地方消費税分の額を調定しておらず、歳入科目も誤っていたので、適正に処理されたい。

(カ) 備品（テレビ）の廃棄処分に伴うリサイクル料金が資金前渡により支払われているが、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

(キ) 旅行命令すべきところを外出承認で行った出張があつたので、適正に処理されたい。

(ク) 新宮港港湾施設の保安警備業務について、新宮市長と協定を結び業務に要する経費の費用分担で光熱水費を支出しているが、支出科目は負担金とすべきであるので、適正に処理されたい。

#### カ 和歌山県立新宮高等学校

平成25年3月末の証紙受払月計表を出力せず現物枚数との確認を行った上での決裁を受けていなかったため、平成24年3月12日付け会第389号会計課長通知に基づき、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地については、平成24年度末で5件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに、処理方針を決定している箇所について、処理を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。